

令和2年度事業計画

新時代の知財立国を切り拓こう！

第1 はじめに

第4次産業革命といわれ、AI、IoT、ビッグデータ等の言葉を日々頻繁に耳にするように、技術の加速度的進歩によって世の中が目に見える形で劇的に変化しています。

多くのイノベーションが生まれる変革の時代であり、知財を活用することの重要性が高まっています。まさに知財の専門家である弁理士が活躍すべき時です。

変革の時代に伴って、我々弁理士の役割にも変化が求められています。弁理士も専権業務のみを行っているだけではならず、外部と連携して大きな知財の潮流を起こすことが求められています。換言すれば、弁理士が積極的に外に繰り出し、外部との“絆”を深めて、その使命を果たすことが求められています。弁理士が夢と希望をもって活躍できる環境を整備し、ひいては弁理士の活躍により新時代の知財立国を切り拓くべく、連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」を中心に以下の施策を実施します。

第2 政策骨子

1. 連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」を実行します。
2. 企業の知財活用を支援します。
3. 知財普及活動の強化及び弁理士の知名度の向上を目指します。
4. あるべき弁理士法改正の実現を目指します。
5. 弁理士の業務基盤強化を支援します。
6. 地域知財の活性化を支援します。
7. 日本弁理士会の組織改革を推進します。

第3 具体的施策

1. 連携強化を図る「弁理士絆プロジェクト」の実行

- (1) 金融機関との絆

経営資源としての知財の重要性を金融機関から中小企業へ説いてもらうことで、中小企業の知財取得意欲の増進を図ります。昨年度は、全国の地銀・

第二地銀・信用金庫・信用組合を対象にアンケートを実施し、186 機関から関心があるとの回答をいただきました。このアンケートに基づき実施している金融機関向けセミナーを本年度も継続し、中小企業において着目すべき経営資源は知的財産であることをより多くの金融機関に理解してもらいます。昨年度と同様に金融機関との協定を締結する等として、地域会が絆を維持するための仕組みを本年度は構築します。

(2) 他士業との絆

他士業との連携に伴う相乗効果によって、弁理士だけでは提供できない企業支援のスキームの検討・実行を促進させるため、会員に、他士業と交流・連携する機会を引き続き提供します。具体的には、弁理士と他士業者が集い知り合う場としての「士業交流会」を企画・開催します。対象は、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、技術士等、連携の相乗効果が見込める士業です。なお、士業交流会の運営については、経営基盤強化委員会において蓄積されたマッチングセミナーのノウハウを活用します。また次年度以降も継続的に交流を行うための仕組みについても検討します。更に、令和元年度に実施した弁護士、中小企業診断士との交流会の実績を参考にし、合同でセミナーを開催する等、これまで実施してきた交流会以外の具体的な連携の方策についても検討します。

(3) 企業との絆

企業関連団体における知財活用マインドの向上を図るために、昨年度は、日本知的財産協会（JIPA）、日本規格協会（JSA）との意見交換を開催しましたが、引き続き、商工会議所等の中小企業関連団体との間で意見交換会を企画・開催し、協力関係の構築を目指します。具体的には、日本商工会議所と知的財産政策について意見交換を行うこと、全国の商工会議所に対して知財に関するニーズ等についてアンケートを取ることを企画します。

(4) アカデミア等との絆

オープンイノベーション支援の一環として、技術等のマッチングの場に会員が関与するための支援を行います。

具体的には、中小企業等が関与する共同研究開発に付随する契約等に弁理士が関与できるようにする研修を開催します。令和元年度には科学技術振興機構（JST）と意見交換を行い、産学連携に係る会員向け研修の講師を派遣してもらいました。本年度は、大学技術移転協議会（UNITT）と連携して、大

学教職員がバイオやA I等の先端技術分野に強い弁理士と交流するための交流会を開催します。

(5) 弁理士同士の絆

昨年度に設立した「知財プレゼンス向上委員会」において、引き続き、企業弁理士をはじめとする事務所外弁理士と事務所弁理士との連携を強化して、Win-Winの関係を構築できる仲間意識を醸成すると共に、企業及び社会における知的財産のプレゼンスを向上させるための方策を検討します。

事務所の事業承継や提携といった弁理士同士のマッチングについて、経営基盤強化委員会のマッチングセミナー等を引き続き活用していきます。

2. 企業の知財活用支援

(1) 知財経営コンサル事業 ～弁理士知財キャラバン Ver. 2～

弁理士知財キャラバンで得られた知見を活かし、優良と考えられる企業を集中的にサポートする弁理士知財キャラバン Ver. 2を昨年度から実行しています。本年度も弁理士知財キャラバン Ver. 2を継続し、その成果を公開可能な事例として会員に提供する予定です。また、知財経営コンサルティングマニュアルを改訂し、事例と併せて提供します。

(2) ビジネスプランコンテストの開催

中小企業・スタートアップからビジネスプランを募るビジネスプランコンテスト（仮称）の開催を企画します。具体的には、入賞した企業に知財を活用するためのコンサル支援をし、その成果として特許・意匠・商標の出願をすることも可能とするコンテストとします（弁理士手数料の一部も援助）。なお、コンサルを行うにあたっては、技術マッチングの提案や補助金コンサル等も含めて、知的財産経営センターのこれまでのノウハウを駆使します。

会員が自身のクライアントを推薦しても不利益とならないように、推薦した弁理士が優先して出願代理・コンサル訪問をできるスキームを検討します。一方、そういった弁理士がない場合には、コンサル支援は知的財産経営センターが、出願支援は知的財産支援センターが対応し、適切な弁理士を派遣することとします。

また、広報センターと連携して事前のプレスリリースだけでなく、表彰されたビジネスプランの内容・コンサルの成果・出願後の実施状況等を広報できるようにします。

(3) 中小企業の事業の承継・売却の支援

技術はあるが知財管理ができておらず、技術移転が難しい状況にある中小企業の事業の承継・売却を知財面から支援するメニューの開発を検討します（技術ノウハウがあるが書面化・権利化されていない中小企業を想定。）。具体的には、技術の書面化（見える化）及び権利化、ノウハウの体系化、クリアランス調査、知財価値評価等を支援するためのスキームを検討すると共に、弁理士知財キャラバン Ver. 2 のメニュー拡充を検討します。弁理士絆プロジェクトの金融機関チームと連携して、事業の承継・売却を考えている企業の紹介を受けるための営業活動を金融機関に対して行うことも企画します。

（４）補助金コンサル業務の支援

保険の普及により中小企業の係争に取り組む意欲を高め、訴訟やそれに伴う相談業務の増加を図るため、市販の国内知財訴訟費用保険が補助金の対象になるように企図します。

3. 知財普及活動の強化及び弁理士知名度の向上

（１）広報戦略の継続

平成30年度から実施している短中期的な広報戦略の策定に基づく広報活動を継続します。

また、広報のトレンドを広報センター員や担当事務局が体得できるように、外部の研修などを受講できる環境を構築します。

（２）児童向職業体験施設における事業の実施

令和2年の「弁理士の日」（2020年7月1日）を含む1週間、児童向職業体験施設においてアクティビティを展開し、児童に向けた弁理士の仕事を体験可能な機会を提供することを企画します。これにより、弁理士の仕事に関する児童に対する教育支援を実行すると共に、弁理士の職業認知度を高めることを目指します。

（３）国際会議への参加

昨年度はワシントンDCで開催されたIPOに特許庁と協力してブースを出展し、セミナーも行いました。本年度も引き続き、日本弁理士会の対外的プレゼンスを高めるために、国際会議に参加することとします（なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、Web会議で参加することも考えられます。）。こういった国際会議の開催情報等を事前に会員に知らせ、国際会議

に参加する一般の会員が現地代理人や現地企業と交流する際に活用できるようにします。

4. あるべき弁理士法改正の実現、その他の法改正への対応

(1) 弁理士法改正

昨年度の第2回臨時総会で、弁理士法改正の方向を決議しました。その決議に基づき、次期弁理士法改正に向けた活動を行います。

(2) その他の法改正

さらに、中央知的財産研究所において、「超スマート社会に適合する知的財産保護の制度のあり方」「日本商標法の未来のための方策検討」「知的財産と経済＝知的財産競争とイノベーション＝」のテーマで研究しており、研究成果を踏まえて、法改正への提言を目指します。

5. 業務基盤強化への支援

(1) 事務所インフラの効率化及び働き方改革への対応

期限管理ソフトについてはすでに多くの事務所で導入されていますが、昨今、RPA、テレワーク機器、グループウェア、チャットツール、補助金サイト等といったITツール等が多数存在しています。これらを特許事務所の業務の性格に合わせて、効率的に活用するための導入方法・事例について紹介することを検討します。また、これらのツールを活用して、生産性を向上させ、働き方改革を推進し、優秀な人材の業界への取り込みをできる環境を各事務所が構築できるようにすることを目指します。

(2) 「標準」関連業務及び「データ」関連業務の開拓

直近の弁理士法改正によって標榜業務に追加された「標準」関連業務及び「データ」関連業務を弁理士の業務として普及させるための方策を検討します。この方策には、日本規格協会（JSA）、日本品質保証機構（JQA）、産業技術総合研究所、日本生産性本部、経営品質協議会、サービスデザイン推進協議会等との協業事業のスキームや、ローカルベンチマーク、経営デザインシート及びバランススコアカードといったツールの活用方法も含めることを目指します。

(3) アジアツアーの企画

昨年度は、北京を中心に回る第1回アジアツアーを開催し、現地事務所や特許庁・裁判所の訪問、セミナー、レセプション等を実施し、参加会員から

好評を得ました。会長が同行することで、現地の重要人物との面会や、普段視察できないような施設を見学することができました。本年度は深圳を中心に回るアジアツアーを企画します。

(4) 英文実務能力の向上

現行のグローバル人材育成研修とは別に、英文の実務能力を向上させるための研修「(1) 英語にしやすい日本語をどう書くか、(2) パラグラフの立て方、(3) 英訳の問題点の指摘の3回シリーズの研修」を実施します。

(5) 英文ホームページの充実

昨年度にリニューアルした英文ホームページを充実させ、会員が活用できる情報を、国外に対してタイムリーに引き続き発信します。

6. 地域知財の活性化支援

(1) 本会と地域会との連携強化

地域会活動の機動力強化のためには本会と地域会との連携強化を図る必要があるため、各地域会担当の副会長が、当該地域会総会とは別に現地を訪問したり、遠隔会議システムを利用して役員会との意見交換会を設けたりする等、相互に意思疎通を図る機会を増やします。

また、5月の地域会会長会議に加えて、今まで知的財産支援センターが主導していた地域会サミットを、より多岐にわたるトピックに対応するため、役員会主導で11月末以降に開催することを企画します。

(2) 巡回特許庁との連携

昨年度(10ヶ所開催)に引き続き、巡回特許庁とのコラボセミナーを継続します。巡回特許庁とのコラボセミナーでは、知財広め隊により作成されたコンテンツやノウハウを活用します。

(3) 地域会会員の活動支援

地域会における会務活動を容易にすべく、会務により自動車の利用が生じた際に、燃料代、高速道路代等を精算することができるようにするための例規を整備します。併せて、会務による移動で自動車の利用が必要であると認められる場合についての条件やいわゆるバック旅行の全額経費精算が可能な場合の条件も検討します。

(4) 福島プロジェクト

昨年度に福島プロジェクトで行われた知財塾等の施策を継続します。また、福島で実施した知財塾等の施策を、他の地域会へ展開することを検討します。

7. 日本弁理士会の組織改革

(1) 東京倶楽部ビル14階・弁理士会館の拡張・整備

東京倶楽部ビル14階の他のテナントの退去に伴い、増床を実施します。これにより、役員室を拡充すると共に、事務局職員の執務スペースを東京倶楽部ビル14階に集約します。なお、後述するWeb会議システムの積極的活用及び交通費精算条件の見直し等により交通費を3年間で20%程度削減することを目指すと共に、交通費精算システムやITツールの活用による事務局人件費の削減、弁理士会館2階に会議室を増やすことによる外部会場費の削減等により、増床で増加するランニングコストを捻出します。

(2) 会長室への政策担当室員・棚卸ルール検討担当室員の登用

日本弁理士会が解決すべき課題をタイムリーに抽出し、解決するために、政策担当室員を昨年度に引き続き登用します。また、後述の棚卸ルールを策定するために、直近の役員経験者を棚卸ルール検討担当室員として登用します。

(3) 会長室への高度専門人材の登用

次年度会務検討委員会での事業計画に基づく予算策定にあたり、一昨年度より2名の財務担当の会長室員を登用しています。そのうちの1名について、上記の積立金や後述する交通費の清算のあり方に対する検討、昨年度末の新型コロナウイルスに伴う会務の延期に伴う費用処理などについて、役員会及び次年度会務検討委員会を補佐する財務担当の会長室員として、通年で配置します。

また、日本弁理士会の情報基盤・IT化の整備について専門的な知識をもって検討できる人材をIT担当専門員として登用し、会長室に配置します。

(4) 中長期課題を踏まえた将来の弁理士像の予測及びアクションプランの検討

昨年度には、中長期課題検討委員会が各機関から中長期的な課題の提案を求め、集計しました。この結果を踏まえ、本年度は、将来の弁理士像の予測及びアクションプランの検討を進めます。具体的には、10年後の会員の分布（年齢、就業先種別等）及び業務形態（例えば、特定技術分野特化型、テレワーク型、コンサル型）を予測し、あるべき姿を実現するためのアクション

ンプランを検討します。また、予測した会員の分布を踏まえ、日本弁理士会が中長期にわたり投資すべき事業ドメイン（例えば、広報、ITインフラ）及び必要な組織改革を検討します。

(5) 交通費精算システムの刷新

新しい交通費精算システムの導入を目指します。具体的には、会員が領収書の写真を電子的に送信することにより、会務で立て替えた交通費の精算ができ、事務局の負担が軽減可能なシステムを導入することを検討します。

また、上記「6（3）」で対応した、自動車の燃料代、高速道路代等の精算への対応が可能なシステムの導入を検討します。

(6) Web会議システムの利用推進

会務運営の効率化と交通費の削減のために、委員会等でのWeb会議システムの利用を積極的に推進します。

特に、新型コロナウイルス等の影響や、東京オリンピック・パラリンピック期間中に対応できるよう、会務活動における「テレワーク」の普及を目指します。

(7) ITツールの活用による会務運営の効率化

上記（6）のWeb会議システムに加え、昨今企業内で普及しているチャットツールを一部の委員会で導入します。さらには、人工知能を利用した議事録自動生成システムによる議事録作成を試行します。

(8) 事業の棚卸のルール化

昨年度は、新規事業や一定額以上の予算の増額を伴う事業について、目的と評価方法を記載した予算要求書の提出を求めました。本年度は、予算要求書の記載に加えて、事業の性格や経緯を踏まえ、棚卸の優先度の高い事業から、継続や改廃について判断するためのルールを作成します。

第4 その他

1. 新型コロナウイルス感染症及びコロナ不況への対応

昨年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するための機関として、災害対策本部を立ち上げました。さらに本年度は、コロナ不況対応検討WG（仮称）を立ち上げ、コロナ不況を乗り越えるために必要な施策を検討し、実行します。

2. 東京オリンピック及びパラリンピックへの対応

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたり、オリンピック・パラリンピックの知的財産に関わる事項の調査及び研究を行うと共に、対外的窓口を担う東京オリンピック・パラリンピック対応WGを立ち上げ、東京大会の成功に向けて協力します。併せて知財とオリンピック・パラリンピックの関係を広報していきます。

3. 会員等交流の場としての「JPAAラウンジ」の活用

昨年度に改修した弁理士会館1階の「JPAAラウンジ」の活用を促します。また、会議室の利用状況をオンラインで確認することを可能とするシステムの整備を検討します。

4. 弁理士法に基づく事務・事業への取組

弁理士制度の円滑な施行及び適切な会務運営の実現を図るため、弁理士登録に関する事務や実務修習・継続研修等の研修事業をはじめ、弁理士法に基づいて日本弁理士会が実施する事務・事業にも継続して取り組んでいきます。

以上